

地方独立行政法人の中期目標・中期計画のプロセス

1 中期目標等について

- ア 中期目標：市長が、法人が達成すべき業務運営に関する目標として定め、法人に指示。策定に当たり、評価委員会の意見を聴いた上で、議会の議決を経る必要がある。
- イ 中期計画：法人が、中期目標を達成するための計画として作成し、市長が認可。認可に当たり、評価委員会の意見を聴いた上で、議会の議決を経る必要がある。
- ウ 年度計画：法人が、中期計画に基づき、事業年度ごとに業務運営に関する計画として作成し、市長に届け出る。

2 中期目標等の評価と新たな中期目標等の策定プロセス

(1) 中期目標等の評価

- ア 事業年度(N年度)の翌年度(N+1年度)に、当該年度(N年度)における中期計画の実施状況について、評価委員会による評価を受ける。
- イ 現行の法令では(※)、第1期中期目標全体(平成26~29年度の4ヵ年)の評価は、中期目標期間終了後(平成30年度中)に行うこととなる。
 - ※ 地方独立行政法人法の改正により、平成30年度以降は、中期計画の最終年度(N+3年度)に中期目標の評価(見込み)を行うこととなる。第1期中期計画については、改正前の法令が適用されるため、平成30年度中に中期目標の評価を行うこととなる。

(2) 新たな中期目標等の策定

- ア 第2期中期目標期間(平成30~33年度)を前提とすると、平成30年度には第2期中期目標及び中期計画、平成30年度の年度計画が策定されている必要があるため、これら中期目標等は平成29年度中に策定する必要がある。
- イ 平成29年度の時点では、第1期中期目標期間(平成26~29年度)のうち、平成26~28年度までの3ヵ年分しか評価がなされていないため、これら3ヵ年の評価や、評価委員会を開催する時点現在での状況を踏まえて、第2期中期計画等を策定する必要がある。
 - ※ 第2期中期目標の評価については、改正後の法令が適用されるため、平成33年度中に中期目標の評価(見込み)を行い、これを第3期中期目標等に反映していくこととなる。

(3) 具体的なスケジュール

ア 中期目標

- 平成29年8月3日 第2回評価委員会(中期目標(案)の意見聴取)
- 9月1日~10月2日 パブリックコメント
- 9月定例会で平成28年度の経営状況及び業務実績評価を報告
- 10月12日 評価委員会から中期目標(案)に係る意見書提出
- 11月6日 政策会議
- 11月下旬 中期目標(案)の策定に係る議案を提出

イ 中期計画 ※中期目標(案)の議会での承認を前提に

- 12月19日 第3回評価委員会(中期計画(案)の意見聴取)
⇒このほか、12月~1月中旬に2回ほど評価委員会で議論
- 平成30年1月下旬 評価委員会から中期計画(案)に係る意見書提出
- 2月下旬 中期計画(案)の認可に係る議案を提出